地名散歩

第30回　間違えやすい地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

茨城県の龍ケ崎市には竜ヶ崎駅(関東鉄道)がある。大阪の四條畷市とJRの四条畷駅は表記が微妙に違うけれど、駅の所在地がそもそも隣の大東市。福岡県の町名は大刀洗町だが駅は隣町にあって太刀洗駅。そんな風に施設と自治体の名前が微妙に異なる表記は意外にあちこちにあるものだが、町名でもうっかり書き誤ってしまうものは多い。

たとえば青森県黒石市にある鍛治町。出版社の校閲部がこの表記を見つけたら、ほぼ確実に「鍛冶町では？」と指摘されてしまうのだが、この黒石市と岩手県花巻市、石川県白山市(旧松任市)ではサンズイの鍛治町が正しい。そもそも金属加工業者である鍛冶屋とは、文字通り金属を鍛える、溶かす(冶)という行為であるが、治の字は「つかさどる」「なおす」といった意味もあるので、あながち間違いと断定できない雰囲気でもあるから、それで何か所かに分布したのかもしれない。兵庫県南あわじ市には鍛治屋、大阪府和泉市にも鍛治屋町などがある。これはよほど意識していないと間違うだろうし、正しく書いたとしても「こいつ教養がないな」などと誤解されかねない。

京都市下京区の西本願寺門前には珠数屋町という町がある。文字通り数珠屋さんが並んでいたことにちなむ町名で、今でも数軒の数珠屋が残っている。ここまで読んでも気付かない方が多いと思うが(私もそうだった)、数珠と珠数屋町は字の順番が違う。昔は逆順で書くこともあったのだろうか。

鹿児島県の川内原子力発電所のすぐ南側、いちき串木野市にある海土泊という地名も、

宝塚市の間違われやすい難読地名・伊子志
1:25,000地形図「宝塚」平成15年更新

旧利根村(現在は沼田市内)の根利集落と根利川
1:200,000地勢図「宇都宮」平成9年要部修正

「誤答率」が満点に近いと思われる。「あまどまり」と読むのだが、ふつうの表記である海士の「士」がよく見ると土になっているのだ。これはいくら何でも間違いから発した地名だとは思うが、誤記が定着した地名はたまに存在する。たとえば愛知県南部の宝飯郡はかつて宝飫郡だったのが、つくりの部分を誰かが書き誤り、それが定着したという。

富士山という山は人気があるので全国各地に分布しているが、たまにウカンムリではなくワカンムリの冨士という表記にも出会う。埼玉県行田市にはご丁寧に「冨士見町」という町さえあるから要注意。ちなみに字の意味は富と同じで、いわゆる俗字だ。それでも冨士さんという姓もあり、永年の積み重ねがあれば愛着も湧くのが人情だ。厄介なのが愛媛県大洲市の冨士で、こちらは「とみす」と読み、旧市街に面した冨士山の東麓に位置する地名だ。

よく知っている簡単な字と混同しやすい筆頭は、おそらく兵庫県宝塚市の伊孑志だろう。まん中の字は知らなければ誰もが「子」と読んでしまう。『角川日本地名大辞典』によれば、平安時代に編纂された歴史書である『日本三代実録』に、貞観元年(859)の12月22日条に摂津守滋野朝臣貞雄の卒伝として「貞雄は右京の人なり……延暦十七年に伊蘇志臣を改めて滋野宿禰を賜ふ」とある伊蘇志臣が当地に住んでいたと考えられるそうだ。蘇の字がなぜ子になったのか『角川』には記載がないので想像するしかないが、この字は漢和辞典によれば「子部」に属し、原義は「右腕がない」というもので、音はケツ(「左腕がない」という字も「子」の横棒が左に突き出していない字がある)。

子の字は転じて「のこる」「ちいさい」「ひとり」「ひとつ」の意味があり、孑然という用例も載っていた。どうしてここの地名にこの字が使われたのかさっぱりわからないが、いずれにせよきわめて使用頻度の低い字であることは間違いなく、15万以上に及ぶ日本の大字レベルの地名でこの字を使っているのはここだけである。さらに小字も多く収録して数十万以上と思われる国土地理院の地形図でも、地名検索で出てくるのはこの伊孑志だけであった。住民の方はこの字をどうやって説明しているのだろうか。面倒だから「伊子志」としている人もいるに違いない。

自然地名でも似た川の名前が隣接していることがある。たとえば滋賀県の竜王町を流れる善光寺川と、隣の野洲市の光善寺川。地図を最初に見た時はどちらかが誤植ではないかと疑ったが、いずれも日野川の別の支流だ。ちなみにJR身延線には甲府市内に善光寺駅があり、京阪電鉄には大阪府枚方市内に光善寺駅がある。いずれもその名の寺にちなむ駅名なので、滋賀県のこれらの川もそれぞれの寺の脇を流れていたのだろうか。

利根川の支流には根利川。こちらは群馬県で、利根川の支流、片品川のさらに支流にあたる。流域には根利という集落もあり、平成17年(2005)に沼田市内になる以前は利根村に所属していたので「利根村根利」という、前後どちらから読んでも同じ「回文地名」であった。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 692
2014 September

地名散歩　今尾　恵介

03 九十代は整然とそして百歳の万歳を迎える
沖縄会　広報部長　糸数　厚

06 地籍シンポジウム in 滋賀 2014

09 日本マンション学会 仙台大会 2014

11 愛しき我が会、我が地元　Vol.07
兵庫会

12 平成25～26年度研究所研究中間報告

14 会長レポート

16 ADR認定
土地家屋調査士になろう！

19 ちょうさし俳壇

20 会務日誌

22 国民年金基金から

24 公嘱協会情報　Vol.109

27 土地家屋調査士名簿の登録関係

28 お知らせ
特定認証業務の民間認証局への移行に伴う
電子証明書の発行について

30 ネットワーク50
熊本会

34 平成26年度土地家屋調査士試験受験者対象
アンケート調査ハガキの配布を実施しました

34 土地家屋調査士新人研修開催公告
中国ブロック協議会

35 編集後記

表紙写真
「名前のとおり」
第29回写真コンクール銅賞
鈴木　敦●福島会

九十代は整然とそして百歳の万歳を迎える

沖縄会　広報部長　　糸数　厚

連合会から今年度法務局の不動産登記法第14条地図作成業務（以下「14条地図作成業務」とする。）に従事する現在93歳で沖縄会最高齢の宮﨑禎治会員を連合会発行の会報「土地家屋調査士」において読者に紹介したいのでと寄稿の依頼がきた。

宮﨑先生はこれまでに多数の論考を沖縄会の会報にご寄稿いただいており、平成18年には連合会会報にも「沖縄県における地籍調査」を寄稿しております。これらの資料も頭に入れ、早速、先生に「取材のため事務所に明日お伺いしたいのですが？」とお願いしたところ、「14条の現場で忙しい」の返事に「先生、明日は台風の影響で1日中雨の予報ですよ！」と確認すると、「雨なら事務所にいると思うので電話確認してから来て！」のうれしい返事に事務所にお伺いしました。

生涯現役で地籍調査

宮﨑先生は、昭和15年に台湾台北工業学校土木科を卒業してすぐに台湾総督府内務局土木課都市計画技術係で都市計画に4年間従事、その後兵役に服し、終戦はフィリピンで9月18日に知ったそうである。

昭和25年から測量業を営み、昭和41年沖縄土地建物調査士登録（復帰後、沖縄県土地家屋調査士会に変更）、沖縄県の地籍図再製に努力しようと、昭和47年の日本復帰の頃から、那覇市大道を皮切りに、字安里、離島の与那国、竹富、小浜、波照間、黒島、石垣、首里大名町一丁目、首里久場川町、桃原町、赤田町、崎山町一・二丁目の県の地籍調査、防衛庁関係では牧港住宅地区（那覇新都心地区）、普天間飛行場に従事、那覇地方法務局発注の14地図作成業務には11回の業務中8業務に参加、現在は那覇市発注の首里金城町四丁目地籍調査と法務局の14条地図作成業務を同時に抱え、並行して業務を行っています。

研修会や総会等の質疑や要望の意見の際には、「法務局の14条地図作成業務の報酬は先の大戦で地図や現地が失われた沖縄の実情に合わず、安すぎて、誰も参加しなくなるので、見直してもらえるよう要望します。」と口酸っぱく言います。地図作成の重要さが分かるゆえに、会員が積極的に参加できる環境を願っての発言であります。

本年度に那覇市の中心部である松尾一丁目の法務局備付14条地図作成業務に参加してくれる社員がいるのか危惧されておりましたが、当地域で多数の業務をしてきた宮﨑先生が、戦後米軍が作った復元能力の無い現在の土地台帳附属地図を作り直したい一心から当地域での実績のある大正14年生の宮城清先生をはじめ、有力メンバーにも声掛けし、現在5事務所にて業務遂行中。

14条地図作成業務に従事する大正生まれの大先輩
宮﨑禎治先生　　宮城清先生

一筆地立会の様子

次年度の14条地図作成業務は、隣の松尾二丁目が行われることが決まっており、「宮﨑先生の測量図がたくさん出ている地域ですが参加されますか？」と聞いてみたところ、「現在の業務に邁進中であり、その時にならないと分からない」とのことでした。

所有者不明土地の調査にも尽力

去年、沖縄戦「慰霊の日」前日の6月22日にNHKの「ETV特集・沖縄　所有者不明土地が語る戦後」が放送され、不明土地調査業務にも関わっている宮﨑先生も取材を受けられました。

沖縄県では第二次世界大戦による所有者不明土地及び不明墓地が多数あり、災害処理が未了で、申請人の不明（一家全滅等）な土地は県管理地、また、墓地も物件は存在しているが、所有者が不明で市町村管理、県・市も管理財産として、70年近く保管で国に申し出て調査をしているそうです。

敬愛される先生「地籍調査のパイオニア」

宮﨑先生を囲む対談会「沖縄地籍調査の変遷」を開催しました。戦後の大先輩のご苦労と、地図の問題、技術的問題、人の問題など、当時の現場での生の声を聴いて記録を後世に残しておこうということで、当会の境界鑑定委員会を中心に立ち上げ企画したものです。

地籍調査の測量、申告手続、申告図面、測量機材等々について、当時の事実・状況を知りたいとの思いから、宮﨑先生がこれまで長年にわたり会報等にご寄稿いただいた資料から質問事項をまとめて作成し、質問については、まず宮﨑先生にお応えいただき、次に補足の説明と質問に関連して別の角度から、当時の状況等について大先輩の宮城清先生、島袋精次相談役、松川清康顧問にもその都度お話をいただく対談形式で行われました。

宮﨑先生を囲む対談会の様子

壇上説明の宮﨑先生

また、会場には宮﨑先生の保管する琉球王朝時代の証文や土地所有権証明書（沖縄戦により公図、公簿は焼失した後の米国占領下での土地所有権認定事業で交付）等の貴重な資料も展示され、手に取りながら確認することが出来ました。

会員の中からは県土発展に今も貢献し続ける宮﨑先生を紹介したいと新聞への投稿記事も書かれていますので終頁で紹介しておきます。

「書」について

宮﨑先生は清心書道会から書号「瑞山」を昭和49年に授与された書道の大家で、書道を始めた時期は遅く昭和47年の日本復帰の52歳の頃で、当時、地図の見出しは筆で書かれており、筆書きでないと地図が際立たないし、これを生業とする方もおられたことから、学び始めたそうです。

書にまつわる話では、支部総会で次第が掲げられていないときには、すぐさま黒板にかけより板書してくださったり、去年は現執行部が総会で承認されたのちには、期待を込めて直筆の沖縄県土地家屋調査士会役員一覧を久高会長へ就任の激励として当会会館の応接室に掲載していただきました。また、全国一斉の無料相談会では、準備したポスターが目立たないので先生自ら作成した旨の連絡があり、直筆の大きな書のポスターを提供していただきました。

今年は新年会で正月を祝う漢詩の書を掲げて、おいしい酒の肴に場を盛り上げていただき、いつものことながら会員への温かい思いが伝わってきます。

「男の一生」「女の一生」の書は20年ほど前の那覇

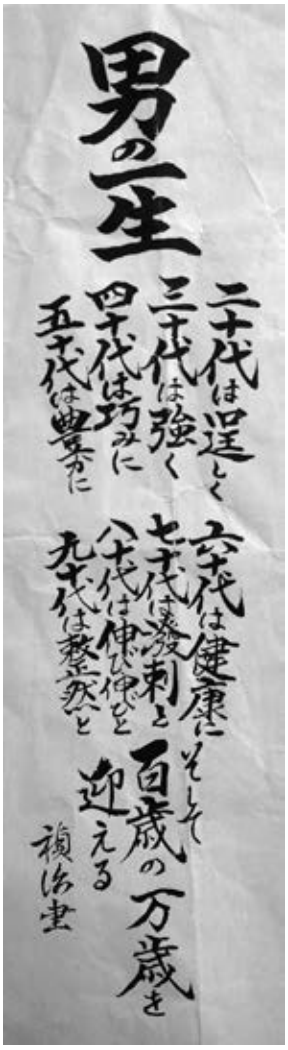

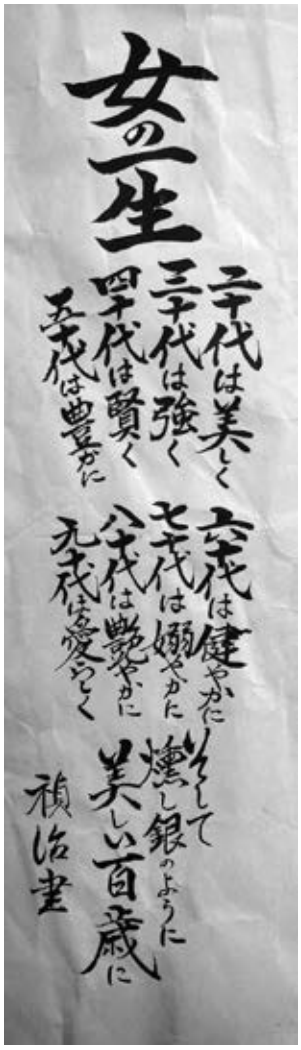

支部の研修会において、参加した会員に配布されたもので、字の美しさと文面の良さは自身の人生観を表しているようで誰もが親しみを感じると思い掲載、タイトルに引用してみました。

「常に終生の目標にむけて努力することが長寿の秘訣である」

先生に健康の秘訣をお伺いしたら上記の書を掲げて、沖縄の地籍図が戦災で焼失しており再製しようと努力し60年余り、今年94歳を迎える。生涯かけて目標達成しようと外国の都市形態をも勉強、それには語学の必要性があり毎日1時間余り英語研究をしており、労を惜しまず努力する。

これが私の長寿の秘訣だと思い目標に向かって邁進しているそうであります。

日常の生活は、お酒は外での飲食の機会のみ、晩酌などはせず、たまに疲れた時にビールの1本程を頂くそうです。

就寝は晩飯のあと8時頃には床に就き、朝は4時頃には起きて事務所に向われるそうで、見せていただいた業務日誌には、起床時間から午前・午後の業務などビッシリと記録されておりました。

書道練習については「教育漢字三体帳」と記された手本書を拝見し、巻末には、第何回・開始年月日と終了年月日が刻まれており、毎日手本書の「楷書・行書・草書」を繰り返し、1冊の本が終わるまで早い時には1月程、長くは1年近くかけ、繰り返して練習されていることがうかがえました。

また、自分史作成途中とのことで、中身の資料には、生後間もない頃の写真から小学校時から兵役時の写真、学生時代の甲乙丙で記された成績表、台湾で就職した時の給料まで書かれた辞令など貴重な資料を拝見し、何よりも先生の資料整理の上手さが頭脳整理につながり、いつまでも現役でいられることがよくわかりました。

先生の話を伺って、私も生涯現役でありたいと思うようになりました。本当にありがとうございました。

最後に、先生のカジマヤー（数え97歳の生年祝い）には会を上げてお祝をし、百歳にはみんなで宝かに万歳したいと思います。

92歳の地図作り

宮保 光朝 68歳

県土の地図作りは、都市部に作成率は低い。沖縄戦で人材を失い、地上戦などで地形も変わった。基地建設も各地区で実施され、自己の土地に戻ることも許されず、所有者から相談人への土地境界の引き渡しもなされないなど、土地問題は複雑な状況となった。

琉球国は日本国の伊能忠敬（江戸時代）の地図を作った年代も前に地図作りは完成し、土地境界は明確にしていたのに、経済活動の基盤を失ったのである。

終戦直後に兵役から復員した宮城禎治氏は、土地境界明確化と地図作りに一生をかけている。琉球政府の土地家屋調査士制度の創設に伴い、調査士となり、当年92歳になるが、働き続けている。

宮崎氏は石垣上段から飛び降りたり、現場踏査する健康な体を持ち、新都心の地図作りも実施。今は法務局の委託を受けて都市部の未地図地区の解消に積極的に取り組み、経済活動の基盤部分を支えている。

人間は経年に伴って、4足、2足、3足で歩くといわれるが、92歳になって今なお2足で働いている。土地家屋調査士会を引っ張り、調査士会の議師となって指導しているのは、皆の時りだ。この大事な人材は、人生の目標である。

（豊見城市）

平成24年8月2日付　琉球新報投稿記事
投稿者　那覇支部　宜保光明会員

宮崎禎治　略歴

土地家屋調査士会理事（4期）副会長（3期）
公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長（2期）
昭和57年　黄綬褒章（測量業）
昭和61年　法務大臣表彰（土地家屋調査士）

地籍シンポジウム in 滋賀 2014

滋賀県土地家屋調査士会

本年２月28日（金）午後２時から午後５時まで、栗東芸術文化会館「さきら」（滋賀県栗東市）において、第12回「地籍シンポジウムin滋賀2014」が開催されました。

「地籍シンポジウム」と冠して12回目になりますが、冠をつける前から同趣旨の講演会等を開催されているということで、その「専門家としての見識の深さ・責任感の高さ」に頭の下がる思いです。

なお、本シンポジウムは下記の団体等の協賛・後援の下、開催されております。

□協賛　公益社団法人滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
□後援　滋賀県
大津地方法務局
日本土地家屋調査士会連合会
土地家屋調査士会近畿ブロック協議会
近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士連絡協議会
公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
滋賀県行政書士会

■開会

滋賀県土地家屋調査士会（以下「滋賀会」という。）西村晋一理事の司会進行により、定刻通りに開催されました。

滋賀会今井充之会長の開会挨拶では、多くの団体にご協力・ご支援をいただいて、本年度もこのシンポジウムが開催できたことへの謝辞がありました。

滋賀会 今井充之会長

また、平成25年８月23日滋賀県と「災害時における相談業務の支援に関する協定」を締結したこと等の報告があった後、本シンポジウムの趣旨を説明されました。

□国土の変化に対応した社会システムの実現に向けて
～防災対策の視点から～

・第一部では、古い地名の呼称や地図の解釈･分析によって、その土地が持っている潜在的な特徴を再確認し、自然災害との関連性や防災まちづくり、地域計画等への活用意義について、考える機会とする。
・第二部では、国土の広範なエリアの微細情報を得ることを可能した衛星観測技術（リモートセンシング技術とユビキタス技術の融合）による地震の防災判読や浸水域の抽出情報など宇宙からの空間情報を活用した防災・災害対応への取り組み事例を紹介する。

■第一部

「防災まちづくりに向けた古地名呼称の今日的価値と活用意義」

講師：福岡大学　柴田 久 准教授
（景観まちづくり研究室）

４部（3+1）構成でのご講演があ

福岡大学 柴田久准教授

りました。

1．防災まちづくりに向けた古地名呼称の今日的価値と活用異議

まちづくりに関わる地域計画、景観計画を考える際に、その場所が持つ土地の特徴や地域性を把握することが重要である。その先行研究として、「地名」を分析することで、本来その土地が持つ特徴やアイデンティティ（らしさ）を把握することとした。

我が国の古地名は、ヤマトコトバ＝音声記号（話しことば）により伝播継承されたもので、その90％以上（まま）は地域的特徴を表している。

漢字などの文字記号（書きことば）は、その文字自体が意味を持ち、それが本来の意味と真逆に当てられることもあり、一旦、音声記号のみに削ぎ落とす作業が必要である。

市町村の合併等による古地名の消失、土木技術の高度化による地形・地勢の改変により、その土地の特徴が見えにくくなった現在、行政・住民の防災意識の向上や災害に対する計画的な検討が必要であり、古地名呼称の研究は、防災まちづくりへの活用可能性が大きく、今日的価値が認められる。

2．古地図等を活用した土地の履歴確認の重要性

①　国体道路と薬院川

②　黒門川通りと黒門川

福岡市における二つの事例を挙げながら、都市の発展は線から面になり、近代に至っては空間（地下も含む。）利用に広がってきたこととその必然性を、「まちづくり」の専門家として説明されました。

現在、「国民の生命と財産を自然災害から守るための社会システムの実現が大きな課題」があり、その実現には、「安全・安心なまちづくり」が最重要である。それは、同時に都市環境や経済といった様々なところにその効果が派生していくことが目指すべき仕事である。と、まとめられました。

3．複合的ならびに波及効果を目指した社会基盤整備の事例報告

芝田氏が実際に関わられた「警固公園再整備事業」について事例報告がありました。

都市公園を公園単体として捉えるのではなく、周辺環境の一部と考えることで、経済的効果をもたらし、一見無駄に思える空間（見通しを確保）を取り入れることで防犯上の効果も向上させたとの実例報告でした。

また、効果の持続には、事前の地域とのヒアリング調査により、利用者の声を聴き取ることが重要であるとのこと。

4．その他（自然と人工の融合）

レジュメにも載っていなかったことですので、聴講者だけのものとして詳細は省略しますが、人間の錯覚を利用した造園、自然そのものを借景とした建造物の紹介があり、一度は実際に訪れてみたいと感じさせる内容でした。

また、1. 2. は、土地家屋調査士法第25条第2項にいうところの「業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習」そのものではないでしょうか。

■第二部

「空間情報を活用した防災・災害対応等の事例紹介」

講師：株式会社パスコ
杉澤　泰弘　氏
（関西事業部事業推進室室長）

株式会社パスコ 杉澤泰弘氏

下記のとおりのレジュメに沿ったご講演となりました。

1．はじめに

一企業としてできることとは何か。企業が持つ資源（物・ひと・理念）をどのように活用するか。

2．災害対応等に活用できる技術の紹介

・空間情報利用の歴史
・現在の計測技術（MMS・SAR衛星）の紹介及びその活用例

3．東日本大震災で取り組んできたこと

震災直後からTerraSAR－Xに

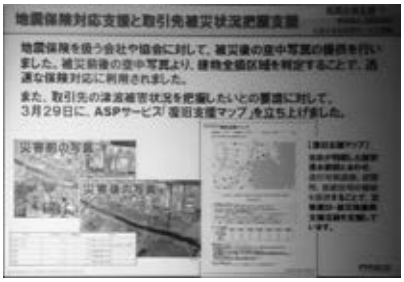

よる撮影を開始し、刻一刻と変化する被害状況図等を作成、公的機関へ提供すると同時に、ホームページ上で公開した。

4．その他・測量技術による活用事例

・差分抽出技術（過去と現在の変化を量的なものとして自動的に抽出）

・SAR衛星を活用した社会貢献の事例

の紹介がありました。

5．事例紹介：住民公開マップ

行政から住民（利用者）への公開マップについて【横須賀市】【紀伊半島】【岡山市】等の事例を紹介されました。

6．まとめ

～防災、減災をめざして～

・陸、海、空（宇宙）から観測できる技術を活用し、防災、減災に向けた様々な支援を行う

・色々な技術を組み合わせることにより、今まで不可能であったことへの対応と迅速化を図る

今までは、汎用品の中から消費者（利用者）が選択する時代が長らく続いていたが、これからは消費者のニーズに合わせた商品の提供が求められているようです。

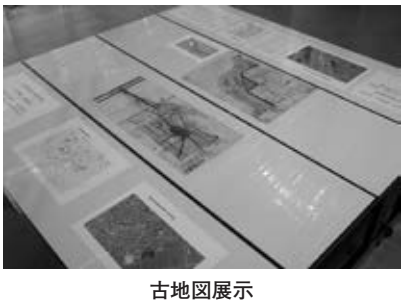

古地図展示

■閉会

滋賀会松居利彰副会長による挨拶により、第12回「地籍シンポジウムin滋賀2014」は無事閉会しました。

明日からの仕事や生活に直ぐにでも活かせそうなお話が随所にありました。ありがとうございました。

そして、講師の先生、聴講された皆さん、お疲れさまでした。

■特別展示を同時開催

滋賀会芝﨑優会員が所蔵されている【古図】及び滋賀大学生と住民の共同により作成された【防災マップ】が展示されていました。

新旧の連携・継承が意図されているのでしょうか。古きものから学び、現状を正しく分析･検証し、将来を創造していくのだと、再認識しました。

「今」も、いずれは「古き」と言われるようになります。そのときに「古き良き」と言われるように、今は会員一人ひとりが、少し額に汗し、踏ん張っていくときなのでしょう。

滋賀会 松居利彰副会長

■報告者感想

講演に先立って、滋賀会今井会長の趣旨説明があったおかげで、講演の内容が理解しやすいものとなりました。

また、過去だけではなく、今だけでもなく、未来だけでもない、バランスの良い構成（聴講者を飽きさせない）であったと思います。

今回の取材に協力くださいました滋賀会の皆さん、ありがとうございました。

広報部次長　金子正俊（大阪会）

2013年12月20日中日新聞記事

日本マンション学会
仙台大会2014

平成26年4月18日(金)の市民公開シンポジウムをスタートに20日(日)まで3日間にわたり仙台市において日本マンション学会2014仙台大会が開催されました。

今回は、市民公開シンポジウムを中心に報告させていただきます。

■第1日目■

仙台市青葉区にあるせんだいメディアテークにて18時30分から市民公開シンポジウムが開催され「都市防災の観点からマンションの災害対応を考える」をメインテーマに5名の講師の方々からの報告後、ディスカッションへと流れて行きました。

最初は、一般社団法人宮城県マンション管理士会会長髙橋悦子氏が「東日本大震災における状況～マンション被害の実態と地域の関わり」をテーマに報告されていました。髙橋氏は、震災後のマンション被害の状況を写真とともにお話しされ、仙台市内の被害状況として、取り壊したマンションは5棟、罹災証明での全壊は100棟以上とのこと、また設備の被害としては、受水槽・高架水槽等の給排水設備、エレベーター、EXPJ（エキスパンションジョイント)、電気温水器、機械式駐車場等の被害が多かったとのことで、その中でも、機械式駐車場の復旧については、機械式駐車場を借りている人と借りていない人との温度差があるため復旧工事の合意形成が難しく、最終的には地域とマンションとのお互い助け合える関係が重要であるとのことでした。

続いて、ライオンズタワー仙台広瀬管理組合法人理事長杉山丞氏が「大規模タワーマンションから考える」をテーマに報告されました。杉山氏の居住するマンションは404戸という大規模マンションでありましたが、免震マンションということで被害は少なかったとのことでありました。震災前から宮城県沖地震への備えとして、管理組合にて防災マニュアル作りに着手し、マンションの設備情報の収集、事前の準備(防災備品の準備)等は行っていたため、震災までに設備情報の収集や防災備品等は整っていたが、安否確認や情報伝達といった防災訓練はまだ不十分だったとのことでした。震災後は、その経験(情報発信ホワイトボードの有効性、非常電源の威力、非常用EVの活用、機械式駐車場の問題等)を踏まえてのマニュアル修正を行ったとのことであり、これからは、地域との関係を考えていかなければとのことでありました。

続いて、ロイヤルシャトー長町管理組合修繕委員長畑中泰治氏が「一般的な規模のマンションから考える」をテーマに報告されました。畑中氏の居住するマンションは約90戸という平均的な規模のマンションであり、仙台市の認定では全壊、地震保険では半壊であったとのことであります。震災発生時の状況としましては、怖くてマンションには居られない、避難所に行っても満杯、エレベーターが止まり、水道が利用できない等の厳しい状況であったとのことでありました。震災後の防災についての取組みについては、住民(特に高齢者)同士のコミュニケーションが大切とのことで「ひまわり会」を発足し、茶話会・お花見会・クリスマスパーティー等を開催し、また、万が一に備えて赤十字社救急法講習会、病院の先生による講話等を開催しているとのことでありました。

続いて、片平地区連合町内会会長今野均氏が「マンションを含む地域およびマンション近隣地域から考える」をテーマに報告されました。片平地区は、マンションが多く、高齢者や一人暮らしの住民が多い地域であることから、安全・安心の確保、コミュニティの活性化、歴史・環境の保全・活用を軸とし

たまちづくりをめざし、「片平地区まちづくり会」を設立していたとのことでありました。震災発生時には、地域の住民の方々だけでなく帰宅困難者や多くの学生が集まり、小学校では約1500人、市民センターでは約300人を受け入れ、震災当日の夕食から小学校では学校職員が、市民センターではセンター職員と近隣の町内会役員などで対応したとのことでした。震災3日後には「片平地区災害対策情報」を作成し、災害対策委員会の動き、被害状況、ライフライン状況、避難所状況、炊き出し状況等を一枚にまとめ、災害対策委員会の打合せにも活用し、併せて片平地区全体の復旧ボランティア活動も実施したとのことであり、また安否の確認は、震災前から災害時要援護者支援に力を入れて取り組んでいたが課題として、マンション居住者も含めた高齢者の見守り活動をどのように展開するか、また、震災時に登録していた要援護者の対応はできたが、その一方で登録をしていなかった高齢者も多く、十分な対応ができなかったことが挙げられるとのことでした。その後は、登録・未登録に関わらず70歳以上の高齢者を見守ることとしたが、対象者は約250人おり全員に支援者をつけられないため、小さいエリアに区切って支援することとし、その結果として町内会の班長・組長、民生委員、社会福祉協議会福祉委員の協力での集団支援体制づくりへと結びついたとのことであります。また、新住民への対応として新しい住民には「ウエルカム片平」の気持ちで、地域への理解を深めてもらうため、新しい住民を積極的に受け入れる体制づくりをし、マンション入居者など新しい住民の方向けに、片平地域の歴史や日常便利マップなどを掲載した冊子「ウエルカム片平」を作成したとのことでありました。今回の経験から、みんなでつながることが、防災の第一歩であるため、マンションと一緒にまちづくりに取り組むことが、大規模マンションと中・小規模のマンションそれぞれの特性を踏まえた防災体制づくり、また地域の学校や企業・商店等とも連携し役割分担しながらの防災体制づくりに努めていきたいとのことでありました。

最後に、仙台市都市整備局住環境部住環境整備課の阿部康則氏から「住宅施策を担う行政の立場から考える」をテーマに行政の立場からの報告がされ約150名の参加があった市民公開シンポジウムが終了しました。

■第2日目■

午前の分科会の後、午後から会員総会・授賞式が行われ、奥山恵美子仙台市長、宮城光信東北工業大学学長の来賓挨拶の後、メインシンポジウム「マンションは住環境をどう変えたか」が開催されました。

・東北学院大学法学部准教授　岡田康夫氏による趣旨説明
・仙台市都市整備局住環境部住環境整備課　阿部康則氏による「住環境からみるマンション～東日本大震災によるマンション防災～」
・NPO法人東北マンション管理組合連合会常務理事　小島浩明氏による「管理組合の役割を建物維持管理だけにするなんてもったいない」
・上智大学法学部准教授　伊藤栄寿氏による「管理組合の法的権限とその限界～管理組合によるコミュニティ形成活動についての法的検討枠組み～」
・弁護士　松澤陽明氏による「住環境の形成に管理組合ができること」
・千葉大学大学院教授　小林秀樹氏による「住環境形成における管理組合の役割を積極的に位置づける」

上記のように発表が続いた後、発表者によるパネルディスカッションが行われ、会場の参加者からも多くの質問がされ活発なパネルディスカッションとなりました。

以上のように今回の仙台大会のメインシンポジウムは、200名超の参加者があり盛会のうちに終了しました。次回は、広島市で開催予定とのことでありますので、皆様もぜひ参加してみてください。

広報部長　佐藤彰宣（札幌会）

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 07

兵庫会　『阪神・淡路まちづくり支援機構での活動』

兵庫県土地家屋調査士会　社会事業部長　　中井　富子

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で、約20万棟を越える建物が全半壊・全半焼しました。「阪神・淡路まちづくり支援機構」は、この阪神・淡路大震災による被災地における市民のまちづくりを支援するために設立された団体です。

まちづくりの主体となるのは、あくまでも当該地域の市民にほかなりません。しかし、まちづくりは、土地、建物という不動産にかかわることであり、単一の専門家では対応できるものではなく、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士という専門家の連携が必要となります。そこで、支援機構は、専門家が垣根を越えてワンパックで、被災地の市民のまちづくりを支援するために設立したものです。設立にあたっては、(故)松岡直武大阪土地家屋調査士会副会長(当時)がご尽力されたと聞いております。

上記の専門家である6職種・9団体(現在は、9職種12団体)が連携して被災地の市民のまちづくりを支援できるようにするとともに、日本建築学会、都市住宅学会の協力を得て、平成8年9月4日に設立されました。支援機構は個人の組織した団体ではなく、専門家団体が組織した、我が国で初めての横断的NPOです。関東・関西の公法、私法、住宅、都市計画の研究者15名と各専門家職能の実務家15名の計30名からなる支援機構付属研究会も組織されています。

土地家屋調査士会は、近畿ブロック協議会として活動に参加し、代表して兵庫会が窓口になっております。大きな災害が発生した場合は毎月、平常時は2か月に一回事務局会議を開催し、各団体の活動報告やトピックスを協議しています。

平成26年1月には、付属研究会の学者・研究者による「住まいを再生する」(岩波書店刊)東北復興の政策・制度論、士業・専門家による「士業・専門家の災害復興支援」(クリエイツかもがわ刊) 1.17の経験、3.11の取り組み、南海等への備えの2冊の本が出版されました。「士業・専門家の災害復興支援」はそれぞれの団体が執筆し、土地家屋調査士会は「地図」の重要性を訴えております。土地家屋調査士の職能を理解していただくための副読本になれるのではと自負しています。

東日本大震災では、平成23年4月29日から被災地に赴き「ワンパック専門家相談会」を行いました。この活動報告も出版されています。是非ご一読お願い致します。

平成27年1月17日で、阪神・淡路大震災から20年です。私たちは決して忘れません。忘れられません。防災及び減災と復旧・復興の迅速化のためには、地図(不動産登記法第14条第1項の地図及び建物所在図)の作成がその第一歩だと確信しています。道路等公共物の復旧・復興の際も、土地境界の迅速な復元が、復興まちづくりに多大な影響を及ぼします。また、事前の災害想定も、仮設住宅や公営住宅の計画も、地図無くしては語れません。私達兵庫会は、土地家屋調査士としての知見を活かし、全国の横のつながりを深め、「阪神・淡路まちづくり支援機構」を継続発展させて、社会貢献を続けていきます。

平成25～26年度
研究所研究中間報告

研究テーマ2
最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究

担当　　芦澤　武

「最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究」は、次世代の技術を使った3D画像モデルを作成し推定筆界線を表示することで境界紛争の参考資料とする。3Dモデルの地図が一般的に見ることが出来る時代であるが、境界線も3Dモデルの地図に表すことで境界紛争等の参考資料となり、立体的に見ることで境界もイメージしやすくなる。

UAV（無人航空機）とデジタルカメラを利用した三次元写真測量をすることが容易に出来る環境があれば、効率よい三次元測量が可能となります。3Dモデルの作成も可能となり、詳細なモデルの作成をすることで境界復元、境界管理等に利用出来るかを研究しています。

また、QZSSのLEX補強信号を使った測位システムについても、実証実験を３月に岐阜市で行い検証をしているところです。成果とシステムについては後日のレポートとし報告いたします。

以下、研究員の中間報告を記載いたします。

3D地形データを利用した山林の原始筆界復元手法のとりくみ（中間報告）

今瀬　勉

1．要約

日本の地籍は、筆界によって囲まれた土地区画（1筆）を空間基盤単位としている。しかし、現状では、土地区画（1筆）の位置情報は不明確なものが未だ存在し、特に山林においては、土地所有者の高齢化により、土地筆界の明確化が困難となっている。

日本の不動産登記制度において、土地区画（1筆）を構成する筆界は、「当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。」（不動産登記法第123条第1号）と定義されている。すなわち、1筆は、新たに創設をされるものではなく、すでに過去において登記により区画された1筆を調査、探索することになる。そのため、その土地区画を含めた地域の過去の情報が極めて重要となるが、それらの情報は、未整理、散逸、不明なものが少なくない。

そこで、過去の空中写真による3D画像モデルを作成し、登記所の地図情報やその他の空間情報を重ねて表示させ、作成した3D推定筆界線と3D地形モデルを作成する。これらは、土地所有者関係者への土地境界調査検討結果の説明のためのプレゼンテーションのために使用できる。

本研究では、これらの過去の土地区画に関する情報として、登記所備付け地図、官公署作成の地形図、空中写真などの空間情報を地球重心を原点として表現し、山林の原始筆界復元の方法を研究するとともに、日本における、地籍に関する空間情報を取り巻く問題を見いだすことである。

山林の土地区画（1筆）の境界を調査するのに本手法は、人口減少・高齢化社会において、山林境界の確定に合理的な資料と現地立会の負担軽減化において、非常に有益であると考えられる。

日本における地籍に関する空間情報の課題は、今回使用した空間データの一つ一つが、異なる場所に保存されており、ほとんどが紙による情報であり、統一された空間座標系ではなかった。

また、官公署においては、デジタル化されたデータを分割した上、紙による提供を行っていることも多く見受けられた。そのため、再度デジタル化して合成する作業が必要になり、そこでは、歪みによる精度の低下など課題も多く、このような制度上の問題により、極めて非効率的作業が強いられるという不合理な現状がある。

今後日本においては、「埋もれた情報」＝「MOTTAINAI」を理念に、「埋もれた情報」をアーカイブとして構築し、さらに、これらの空間情報基盤

に登記情報をリンクして公開することにより、国民の英知を活用し、3Dシミュレーションによる都市計画、公共サービスの高度化、合理化を実現できれば、効果的に日本の少子高齢化、災害に強い街づくりが可能となり、持続可能な社会の実現に寄与できるのではないだろうか。

UAVを利用した測量技術（中間報告）

西村　右文

3・11震災後だったかと記憶しますが、地籍調査の進捗率を引き合いに、従来の地上法では、時間と費用が掛かりすぎるため、国土交通省がMMSの導入を進めているとのニュース報道がなされました。しかし、最低でも数千万単位のMMSを土地家屋調査士個人が所有することは現実的ではなく、このままどうなっていくのかという漠然とした不安を持っていました。その折、日本測量協会において、市販のデジタルカメラを使用した写真測量の研修があることを知りました。又、丁度、マルチローターUAVが注目されはじめた頃でもあり、あわせて利用する方法でなら、安価かつ迅速に災害地に対応できるのではないかとの思いに至り、研究とも言えない趣味の延長レベルでの試行錯誤がはじまりました。

・測量事業者は、（中略）平成7年には約3,500億円あった市場規模が、平成17年度には約800億円弱にまで減少した。＊1
・地理空間情報サービス産業市場の推移　2013年で約10兆円規模＊1
・情報が利用される場が拡大し、その市場規模は2012年度の約20兆円から2020年度には約62兆円へと拡大すると推計＊2
・地理空間情報を三次元位置座標を中心に、世界共通に体系的に整理することによって、三次元位置情報の初歩的な把握や三次元位置情報データーベースの整備へと向かうものと考えられる。＊1
・地理空間情報が流通する基盤の整備のためには、以下のような課題の解決が望まれる。現状の航空写真や二次元の地図のような平面的な表現ばかりでなく、高さ情報も加えたリアルに近い立体的な表現を行うとともに、実世界の時間変化を正確に捉えるために、情報更新時刻等も加えた四次元の地理空間情報の整備に変化させていくこと
・G空間情報は、これまでも大量に生成されていたが、その多くは利用されることなく消失又は死蔵され、十分に利用されてこなかった。＊3

従来の測量業務は縮小に向かい、その反面、測量成果を元にした地理空間情報は加速度的に市場規模を拡大している。紙を主体とした調査士既往の業務は、三次元位置情報を十分には表現し得ず、地理空間情報の流れの中で取り残されつつあると感じています。

地理空間情報取得の手段として、従来の実機を使用した写真測量に代わり、UAV（無人航空機）と市販デジタルカメラを利用した三次元の写真測量が、比較的我々の業務に馴染みやすいものと考え、業務への活用を目的として、検討を進めております。

ちなみに国土交通省水管理・国土保全局治水課が平成26年2月に行ったUAVを利用した試験測量飛行「Fly ！ Try ！ at揖斐川」の報道資料によると、約10分で東京ドームの五倍の面積を測量可能とのことであります。

UAVを利用した測量技術の現状
・二次電池の性能向上による電動化、静音化
・航空機に比べ低高度で撮影するため高解像度の写真を取得可能
・レンズキャリブレーションにより、市販デジタルカメラの使用が可能
・gps位置情報を使用した自動飛行（事前にプログラミング）
・文化財調査、災害箇所、高所のインフラ（橋梁等）情報取得への活用

今後の課題
・市街地での使用に対する安全性の確保
・使用機材の低価格化への検討

＊1　経済産業省所管「地理空間情報活用推進研究会」平成20年報告書
＊2　2014年6月9日　株式会社日立製作所　ニュースリリース
＊3　総務省「G空間×ICT推進会議報告書」

会長レポート

REPORT

7月16日
～8月15日

7月

17日

第5回正副会長会議

6月の定時総会にて頂いた意見・要望等の整理と平成26年度第2回理事会審議事項及び協議事項の確認、対応を中心に正副会長で協議を行う。

17日、18日

第2回理事会

総会後初めての理事会を開催。まず冒頭に役員並びに事務局職員全員に対し、総会対応のお礼を申し述べる。また、今理事会から二日目の会議を正午までではなく、必要に応じて夕方まで実施し、理事会での議論を高め、役員の意識の共有を図ることとしてみた。各地域の実情をはじめ、深い部分の協議が出来たものと感じる。

19日

地籍問題研究会第10回定例研究会

地籍問題研究会の第10回定例研究会が、埼玉県草加市の獨協大学で開催され、参加させていただく。発表者が佐藤埼玉会長、髙栁同会副会長はじめ土地家屋調査士であった他、埼玉会の協力もあって、第1回定例研究会に次ぐ人数の来場者があり盛況。終了後の懇親会に出席して、関係者の方々にお礼を申し上げた。

24日

棚橋泰文衆議院議員「21世紀を拓く会勉強会」

朝8時からの棚橋泰文衆議院議員の勉強会に参加。全調政連からも横山会長､小沢幹事長が出席。

24日

日本税理士会連合会　第58回定期総会懇親会

帝国ホテルで開催された懇親会にお招きいただく。税理士さんは、全国に約74,000人が活躍されているそうで、日本の中小企業のうち 約87パーセントの税務を税理士が受託している。法改正要望対応など、勉強させていただく内容の多い会合であった。

24日

日司連・日調連役員打合せ会

岡田・加賀谷・菅原・宮嶋各副会長、竹谷専務理事､中塚総務部長とともに出席。齋木会長はじめ、日司連の役員の皆さんに今回は、水道橋の土地家屋調査士会館へお越しいただいた。久しぶりの意見交換会ということもあって、話題は、登記行政から筆界特定、懲戒制度、事務局体制と多岐にわたり、大いに参考となった。

25日

齊藤重則氏旭日双光章受章を祝う会

函館会 齊藤重則さん旭日双光章受章祝賀会に出席。同時期に日調連の舵取りをされた、西本元会長、馬渕元副会長、今村元副会長、藤原元常任理事はじめ､当時の役員の方々がたくさん出席され、齊藤さんのお人柄の素晴らしさを再認識させていただいた。また、多くの方から現執行部への励まし、要望、指摘などなど、たくさん頂いたところである。

29日

正副会長打合せ

喫緊の懸案事項について、経過の整理と今後の対応策を協議。私と加賀谷、菅原、宮嶋の各副会長は、日調連の会議室に集合し、岡田副会長はネットで会議に参加した。電子会議もケースバイケースで機動的に活用でき、会務対応の迅速化という視点からも有効なシステムだと感じる。

29日

制度対策本部政策要望案策定検討チーム会議

加賀谷・宮嶋両副会長、瀬口制度対策本部員、安本顧問出席のもと、政策要望案策定検討チーム会議を開催。土地家屋調査士法の改正について、そ

の必要性と有用性の議論をはじめ、様々な角度から検討を行った。

30日

日本測量者連盟「役員会」

日調連が、理事職として参画している、日本測量者連盟役員会に出席。平成26年度の事業計画案、予算案などを承認。FIG（国際測量者連盟）に関しても報告があった。次回のFIG大会は、2018年にトルコのイスタンブールで開催されるそうである。

役員会終了後、本年のマレーシア大会状況報告がなされ、村井会長他3名が報告。その内の一人は、日調連から派遣した藤井十章会員（兵庫会）の「Young Surveyor Conference」と題する報告であった。

藤井会員はこの会議を通して土地家屋調査士を、まさしく内外に広報されている。

31日

第7回しずおか境界シンポジウム

7月31日の「土地家屋調査士の日」に静岡会が企画したシンポジウムに岡田副会長と共に出席。冒頭、ご挨拶もさせていただき、日調連が提唱する、境界紛争ゼロ宣言を冠記してのシンポジウム開催に感謝の意を伝える。また、国土調査法第19条5項を活用しての地図作り、筆界特定については、それぞれ地籍整備課、法務局から講師を迎えての講義であり、時宜に適ったシンポジウムであった。官公署からも100名を超える参加があり、秋保弁護士による境界立会についてのQ＆A方式の講義は、官公署の用地関係担当者の方にとても好評であった。

8月

2日

西龍一郎氏　黄綬褒章祝賀会

熊本会の西龍一郎さんの黄綬褒章授章祝賀会に出席。西さんのお人柄から、多くの仲間の出席があり盛大であった。

西さんは、ご自身の挨拶の中で熊本会の元会長・桶田さんの遺訓を引用され「会員（国民）は今、何を望んでいるのか？知らせることはないか？それは果たして為になるだろうか？」とお話された。この基本理念はいつの時代も同じであり、今一度、噛み締めたところである。

4日

保岡興治衆議院議員「保岡興治モーニングセミナー」

保岡興治議員のモーニングセミナーに出席。増田寛也元総務大臣、現野村総合研究所顧問の講演があった。

増田氏は、著書の中で推計によると2040年には全国1,799市区町村のうち、896が消滅可能性都市に該当、さらにその内523市区町村は人口が1万人未満となり、数百人というところも現れ、消滅の可能性がさらに高いと指摘。大いに考えさせられるセミナーであった。

5日

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長来会の応接

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課の大澤祐一新課長が着任挨拶に来訪されて面談する。主に国土調査法第19条5項についての意見交換。中塚総務部長、竹谷専務理事と対応。

5日、6日

第1回全国ブロック協議会長会同

各ブロック協議会長に出席いただき、各副会長、専務理事、各常任理事出席の下、各ブロックの近況報告の後、日調連からは主に6月の定時総会以降の活動について報告するとともに、喫緊の課題、今後の日調連の企画や提唱等に関してご意見を伺った。土地家屋調査士の制度がより国民の皆さんに近い存在になるよう、前向きで有意義なご提言を頂けたものと感じている。

6日

日調連、全調政連及び全公連による三者打合せ

岡田・菅原・宮嶋各副会長とともに打合せに臨む。全調政連からは、横山会長、小沢幹事長、椎名副幹事長が出席。全公連からも倉富会長、小山・室田両副会長が出席。政策要望、予算要望などについて協議を持った。

7日

高村正彦衆議院議員「朝食勉強会」

高村議員朝食セミナーに岡田副会長とともに出席。朝早くの勉強会にも関わらず、会場いっぱいの参加者で、高村議員の我が国での立ち位置、重要度が伝わってくる。

ADR 認定

土地家屋調査士になろう!

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第３条第２項第１号に定める研修として、これまで特別研修を９回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレイトに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？

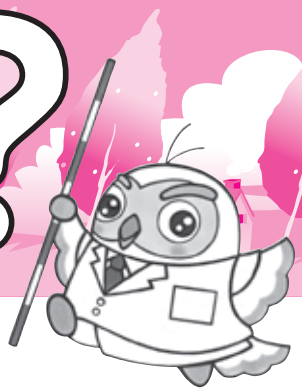

目　　的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第３条第２項第２号による法務大臣の認定を受けて、同条第１項第７号及び第８号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第４条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受　講　料

新規受講の受講料は、会員は８万円、有資格者は１０万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料２～４万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第９条第１号から第３号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

１　基礎研修（17時間）：**基礎的な視聴研修（DVD視聴）**

第９回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおりでした。

憲　　法	：土井真一講師／京都大学大学院教授	ADR代理と専門家責任	：馬橋隆紀講師／弁護士
民　　法	：山野目章夫講師／早稲田大学大学院教授	所有権紛争と民事訴訟	：鈴木秀彦講師／弁護士
民事訴訟法	：山本和彦講師／一橋大学大学院教授	境界確定訴訟の実務	：齊木敏文講師／横浜地方裁判所判事

２　**グループ研修**（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

３　集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

４　総合講義（　3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

５　考　　査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第10回特別研修の日程

１　基礎研修：平成27年2月6日(金)から8日(日)

２　グループ研修：平成27年2月9日(月)から3月12日(木)

３　集合研修：平成27年3月13日(金)、14日(土)

４　総合講義：平成27年3月15日(日)

５　考　　査：平成27年4月4日(土)

特別研修の受講体験者の声

福島会　西坂直人会員（第７回特別研修受講・平成23年度）

平成23年度の第７回「特別研修」を受講しました。その当時、土地家屋調査士会に入会するかどうか迷っていた私は、この研修に合格できたら入会しようと考え、「有資格者」枠で申し込んだのです。

最初の基礎研修は、福島市の本会事務所でADRに必要な基礎知識をDVDの視聴とテキストで学びました。普段聞けない他分野の専門家の講義が大変勉強になりました。

次のグループ研修は、自主研修だったので、皆が集まりやすい県の中央に位置する郡山市の公営施設を借りて行いました。グループで討論に討論を重ね、申立書・答弁書の起案・作成をしました。

考査の学習方法は、択一式問題については連合会のホームページから過去６回分の過去問を入手し、記述式問題については「時効取得と倫理」について特に勉強しました。

集合研修・総合講義は東北六県の受講生が集まって、宮城県仙台市で行われ、作成した申立書・答弁書を各グループが発表して、講師の弁護士に講義・講評を頂きました。昼の研修後、勉強会と称して、他県の受講生とともに懇親会を開いたことが、楽しい思い出です。

考査は仙台市で実施されました。考査後、答え合わせをしては、一喜一憂したものです。

何とか合格できたので、その年に土地家屋調査士会に入会しました。

特別研修を受講して、レベルの向上ができ、入会の決心も付きました。さらに協力員の方・受講生の皆さんと知り合いになり、今でも親しく接していただいているのは大変ありがたいことです。

今後、これらの体験と出会いを大切に、経験を積み重ね、この資格を生かしていきたいと思っております。

愛知会　杉浦信一郎会員（第９回特別研修受講・平成25年度）

「試験」という方法で資格を取る機会は、一生涯の間でも何回もありません。土地家屋調査士という職業でいえば、多くても４～５回、少なければ２回の受験で資格を与えられます。私も数回、受験を経験しておりますが、その頃を思い返して今感じることは、「試験勉強中は試験中心で、制約された生活だったけれども、充実もしていた。」ということです。

皆さんにも経験があると思いますが、試験に挑もうと決心するには、遊びを控えるとか、お酒を控えるとか、読書を控えるなどと制約された生活を受け入れる覚悟をしなくてはなりません。受験勉強に入れば受験が終わる迄はその生活が続きます。ところが、いざ試験を終えてみると完遂した後の充実感と達成感を感じます。

認定土地家屋調査士の試験に受かったからといって、直ちに仕事が増えるとは思っていません。ただ、土地家屋調査士特別研修の中で「土地家屋調査士としての倫理」、「民法」、「民事訴訟」を勉強できたことで、お客様から境界に関する相談を受けたときや、境界立会時に関係者の方々に説明する際に、勉強をしたことにより増えた知識の分だけ、気持ちに余裕ができたと感じます。

私は今年で52歳になりますが、未だに初めて気付かされることや新しい発見がしばしばあり、その都度、自分の未熟さを痛感します。「人間、死ぬまで勉強だ。」とは正にそのとおりだと思います。勉強をするのに年齢は関係ありません。

この文章を読まれた方の中で、未だに認定土地家屋調査士の特別研修を受講されておられない方は、たった２か月間のことですから、受かる、受からないは二の次として、充実感と達成感と気持ちのゆとりのために挑戦されてみたら如何でしょうか。

ちょうさし俳壇

第352回

晩夏　水上陽三

何時よりか歩幅縮みし晩夏光
雪掻きし爪痕残る歩道灼け
堰溢る水のざわめきねこじゃらし
螺旋階降り渓に入る滝行者
缶ひしゃぐ音我よりす熱帯夜

雑詠　水上陽三選

夜の秋徒然草の七段目　**東京　黒沢利久**
食卓の瑞々しさはメロンの香
傍らにスカイツリーの大花火
緑陰や吹奏楽の稽古音
八月や鎌倉の海遠くあり

夕焼の空をゆったりコウノトリ　**岐阜　堀越貞有**
一本も入れ歯などなし生身魂
新涼や里へ舞ひ来るコウノトリ
空耳と気づき安心生身魂
測量の杭打つ音や涼新た

春埃うっすら妻の化粧瓶　**茨城　中原ひそむ**
梅雨寒や炬燵寝癖に病む妻と
妻の履物置かぬ玄関梅雨明ける
梅雨明ける妻の介護に明け暮れて
颱風の直撃コース妻眠る

決勝戦の応援汗を飛ばしあふ　**茨城　島田　操**
炎天にさらはれしごと友逝きぬ
終戦忌命つなぎし麦の飯
余生とは遊び盛りや白い靴
早朝の畑仕事や風涼し

つる草のしがらみ白き彼岸花　**東京　雅々女**
刈り残し鳥の餌となる山葡萄
暗き瀬を月に曳かれて盆の船

今月の作品から　水上陽三

夜の秋徒然草の七段目

黒沢利久

晩夏の夜など、どことなく秋めいた感じがする。このような情趣が夜の秋である。したがって夏の季題。ご承知のように徒然草の七段目は、長寿への警鐘を説いた一章である。長寿世界一へ近付かんとする現在、いたずらに長寿のみを願って生きることが人生では無いという戒めを、何となくもの悲しさを覚える夜の秋に配したいわば負の俳句であるが、「長くとも、四十に足らぬほどにて死なむこそめやすかるべけれ」と、四十そこそこで死ぬのが理想的だ、とは長命者に無礼であろうか。ただ、兼好の時代は、平均寿命およそ三十歳。四十歳にもなると、四十の賀という長寿の祝いをした。この点を割り引いて考えれば長寿を祝いながら、好まれる老人として生きようとする前向きの俳句である。

夕焼の空をゆったりコウノトリ

堀越貞有

鶴は、鶴に似た鳥で、全身が白く翼の先は黒い。シベリヤ・朝鮮・日本に住み、日本では兵庫県出石にいるだけで、天然記念物である。丹頂鶴の飛翔は見たことがあるが、鸛の飛翔は見たことがない。おそらく悠揚迫らざる飛翔姿が想像される。ゆったりと言う擬態語がこの鳥にぴったりだと思う。

妻の履物置かぬ玄関梅雨明ける

中原ひそむ

最愛の妻の介護に明け暮れる生活を詠まれた一連の作品である。季節が春から秋と長期にわたっていることから不吉な思いが走る。しかし、一句目の春埃、五句目の眠り、上掲句の置かぬなどすべて現実を客観視した、悲哀、悲痛、安らぎを思わせる。底辺にあるものは妻に対する慕情であり、祈りなのである。

決勝戦の応援汗を飛ばしあふ

島田　操

時節柄高校野球の決勝戦なのであろう。決勝戦の盛り上がりを、プレーする選手の側からでなく、応援席の側から表現した異色の作品である。

会務日誌　7月16日～8月15日

7月

17日

第5回正副会長会議
＜協議事項＞
1　平成26年度第2回理事会審議事項及び協議事項の対応について

17日、18日

第2回理事会
＜審議事項＞
1　平成26年度各種委員会等の委員等の選任について
2　日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正(案)及び日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の新設(案)について
3　日本土地家屋調査士会連合会共済会規則の一部改正(案)及び日本土地家屋調査士会連合会共済会団体定期保険規約の廃止(案)について
4　筆界特定制度推進委員会委員の追加選任について
5　登記基準点測量作業規程の一部改正(案)について
＜協議事項＞
1　平成26年度各部等の事業執行計画について
2　平成26年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
3　平成26年度第1回全国会長会議の運営等について
4　G空間EXPO2014への参画と実施内容について
5　2014日調連シンポジウムの構成企画案等について
6　「日調連主催実務講座～土地境界実務～」の運営について

第2回理事会業務監査

22日

第3回2014シンポジウム実行委員会
＜協議事項＞
1　2014日調連公開シンポジウムの運営・準備について

24日

第1回研究テーマ「境界鑑定理論」会議
＜議題＞
1　平成26年度の研究所研究テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理」について

第3回業務部会(電子会議)
＜協議議題＞
1　土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
2　筆界特定制度に関する事項について
3　登記測量に関する事項について
4　土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
5　不動産登記規則第93条調査報告書の改定について

25日

「日調連主催　実務講座～土地境界実務～」実行委員会議
＜協議議題＞
1　「実務講座」の位置付け等について
2　平成26年度日調連主催「実務講座」～土地境界実務～開催趣旨について
3　平成26年度日調連主催「実務講座」～土地境界実務～の運営・準備について

29日

制度対策本部政策要望案策定検討チーム会議
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士法の改正について

30日

第2回法整備WG会議
＜議題＞
1　土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士について
2　自然人土地家屋調査士が使用人土地家屋調査士を雇用することについて
3　一般社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する懸案事項について

30～31日

第2回会員必携見直しWG会議
＜議題＞
1　「会員必携」の修正について

第1回地図対策室会議
＜協議事項＞
1　国土調査法第19条第5項に係る民間測量成果の活用について
2　測量成果の納品ファイル形式について

第3回業務情報公開システムに関するPT
＜協議議題＞
1　社会の動向について

2　業務情報公開システム構築への取組みについて

8月

5日、6日

第1回全国ブロック協議会長会同
＜議題＞
1　「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について
2　特定認証業務の民間認証局への移行について
3　2014日調連公開シンポジウムについて
4　日調連主催　実務講座～土地境界実務～について
5　第1回全国会長会議の運営等について
6　役員選任規則第2条第2項に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事・監事の数について
7　各部等事業計画における実施状況と今後の取組みについて

6～7日

第3回財務部会
＜議題＞
1　平成27年度予算(案)の編成スケジュール等について
2　日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正について
3　中長期的な財政計画の検討について
4　音羽会館売却に伴う売却代金留保金について
5　賠償責任保険について
6　共済会特別会計の収支について

7日

第1回オンライン登記推進室会議
＜議題＞
1　オンライン登記申請の促進について
2　新認証局におけるオンライン登記申請について

8日

第3回研修部会(電子会議)
＜協議事項＞
1　日本司法書士会連合会との情報交換会について
2　eラーニングの拡充・整備と運用について
3　研修ライブラリのリニューアルについて
4　平成26年度研修部事業計画の各事業の進捗状況について

11日

第4回業務部会
＜協議議題＞
1　「調査・測量実施要領」に関する事項について
2　不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項について
3　業務・報酬の調査について
4　筆界特定制度に関する事項について
5　登記測量に関する事項について
6　土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
7　不動産登記規則第93条調査報告書の改定について

11～12日

第3回広報部会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士クイズのプレゼント当選者の抽選について
2　メディアを利用した広報活動について
3　『境界紛争ゼロ宣言‼』に係る看板設置について
4　日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正(案)について
5　平成27年度の会報見積条件について
6　2014シンポジウムにおける広報活動について
7　会報掲載記事について

第3回総務部会
＜協議事項＞
1　平成26年度第1回全国会長会議の運営等について
2　特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準への対応について
3　連合会諸規程の一部改正(案)について
4　「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」追録の作成について
5　Web会議の活用について

12日

第3回特別研修運営委員会
＜協議議題＞
1　受講者募集の周知と募集日程について
2　基礎研修DVDについて
3　教材作成委員会について
4　考査問題検討委員会について
5　研修の指定について
6　集合研修・総合講義の講師派遣の依頼について
7　各ブロック協議会における助成金の収支状況について

国民年金基金から

気が付いたときは遅かった。

鳥取会　　永美　一雄

土地家屋調査士国民年金基金から会報掲載用の原稿依頼を受けた。私は、昨年5月から年金受給者になっているが、年金には全く無頓着だったことから厳しい老後を送っている。その私が、何故、原稿依頼を受けたのかわからなかった。厳しい老後を送っていることを反省し、まだ老後の備えを考えておられない会員の皆様へ、警鐘を鳴らすことなのだろうか。

さて､私の老後に対する備えを振り返ってみるに、結婚するまでは、両親に国民年金掛金を振り込んでもらい、結婚後は家内任せ。市役所から納付書が送られてくるのに、ただただ振り込んでおりました。生命保険もセールスマンの勧めるままに契約、解約を繰り返し、セールスマンへの義理を果たしていたといった状況でした。

国民年金基金が発足した平成3年頃、仕事は順調、また、ちょうど働き盛りの43歳、身体も特に悪いところもなく元気そのものでした。当時の認識は、仕事はこのままずっと続くものと思い、「現役で100歳まで元気に土地家屋調査士業務を全うする」と根拠もなしに言っておりました。従って、元気に働きさえすれば、年金に頼らずとも生活はできるものと軽い気持ちでおりました。

国民年金基金に対しても3,000人集まらないと発足できないと言われ､支給内容等も検討しないまま、お付き合いで最低クラスに加入するといった状況でした。

それから12年、平成15年には増口キャンペーンがありましたが、この時は推進する立場にあったことから、わずかにⅡ型を増口するといった具合でした。しかし、この頃になると土地家屋調査士業務も景気の後退に伴い、一気に落ち込みジリ貧状態へ。

そんな時でした、身体にいろいろな負荷をかけ、歳とともに身体が衰えていく状態を疑似体験する機会がありました。この体験をしたことから、少しずつ老後の生活に関心が向き始めたように思います。テレビ等ではまだまだスーパー老人が報道されていましたが、現役100歳を達成しようと思うと、並みの努力ではとても追いつかないことを知り、「100歳現役」はあえなくボツに。ここで初めて老後に対する備えを考え始めましたが、時すでに遅く、増口もままならない状況でした。

そして60歳。掛金納付が終了した頃には、土地家屋調査士業務の冬の状態を迎え、さらに身体はあちこちに不調箇所が発見され、通院生活も始まりました。そして、この時になってやっと、老後に対する不安が現実のものとなっていきました。

そして65歳、受給開始。義理で掛けた国民年金基金の振りこまれる金額は決して多くはありませんが、貴重な収入源の一部となっています。こんなことなら、国民年金基金をしっかり検討し、掛けられるだけ掛けておけばよかったと。しかし、この歳になって気がついてもどうにもなりません。もっと早く気づくべきだったと反省しています。

若い時にきちんとした人生設計を描ける人は、数少ないかもしれません。往々にして、その時になって初めて自覚する人が多いのではないでしょうか。もちろん私もその一人です。だからこそ、将来の土地家屋調査士制度を支える若い会員の皆様は、私のような失敗をせず、老後を安心して暮らせる人生設計を考えてみてください。

自分が年金生活者になる頃の

1. 社会情勢は
2. 土地家屋調査士制度は
3. 健康状態は
4. そして老後に対する備えは

これらを考えた上で、楽しい老後を過ごすためにはどのような準備がいるか等。

決して、その時が来たとき後悔しないように。幸いに、早くから準備すればするほど、豊かな老後を迎えられると思います。

土地家屋調査士国民年金基金は、私たち土地家屋調査士にとって、有利なツールの一つであることは間違いありません。今一度、土地家屋調査士国民年金基金のホームページ(http://www.chosashi-npf.or.jp/)を参考にご検討ください。

キャンペーン
その1

今、土地家屋調査士国民年金基金に加入すると

東京ディズニーリゾート パークチケット(ペア)を プレゼント！！

抽選で
毎月２組
４名様に

チャンスはこの期間だけ！ 2014 6/1 ～ 10/31（必着）

■ 賞　品

東京ディズニーリゾート® パーク１デーチケット（ペア） 毎月２組４名様計１０組２０名様
♪東京ディズニーランド®、東京ディズニーシー®のどちらかのパークを1日楽しめるチケットです。

■ 応募対象者

① 期間中に新規に国民年金基金にご加入頂き、初回掛金納付の確認が出来た方
② 加入勧奨キャンペーンの利用が無い方
上記２つの条件を満たしている方は、自動的に応募の対象となります。

キャンペーン
その2

増口キャッシュバック キャンペーン

キャッシュバックキャンペーンについて

土地家屋調査士国民年金基金では、**平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日**まで、増口キャンペーンを実施中です。

現在当基金にご加入の方で、平成２７年３月末までに増口をされた場合

● ５千円以上１万円未満の増口の場合	3,000 円
● １万円以上２万円未満の増口の場合	5,000 円
● ２万円以上の増口の場合	7,000 円

上記の賞品を**プレゼント！！**

（※１年間に複数回ご増口頂いた場合でも、キャンペーンはお一人様初回の１回限り有効です）

●賞品は増口された掛金の納入確認後、掛金引落口座にお振込み致します。
（振込予定日：増口申出月の２か月後の末日）

お問合せ先：０１２０－１４５－０４０

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
公嘱協会情報
Vol.109

会長就任２年目を迎えて

会長　　倉富　雄志

平成25年6月2日、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下「全公連」という）第28回定時総会にて、全公連会長に選出されまして早1年が過ぎました。振り返りますれば右も左も分からぬ浅学非才の徒でありますけども、日本土地家屋調査士会連合会会長林千年様、全国土地家屋調査士政治連盟会長横山一夫様を始め、全国の協会の皆様のご理解とご支援をいただきまして、何とか1年の会務を全うすることができたと考えております。まことにありがとうございました。

昨年は、平成18年以来の懸案事項でありました「公益法人移行」にかかる総仕上げの年であったと思います。おかげさまで全公連加盟である48の特例民法法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会のうち、46協会が公益社団法人に移行し、1協会が一般社団法人への道を選択しております。残り1協会が公益社団法人への移行申請中でありますが、まもなく公益認定答申が出るものと確信しております。（平成26年8月1日現在）

昭和60～61年、法務局・地方法務局を管轄区域に全国50の「公共嘱託登記土地家屋調査士協会」の設立を受け、その協会の連絡調整の全国組織として昭和61年、「全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会」が私共の先輩方により設立されました。

以来28年間、公共嘱託登記の迅速且つ適正な業務処理を行うことで、発注官公署に土地家屋調査士制度の啓発と広報に努めるとともに、不動産登記制度の維持発展に努力してまいりました。

また、全公連加盟協会では、現在おかれている状況を受け、公益社団法人としてのコンプライアンス及びガバナンスの徹底、業務の複数処理と品質管理等を基本とし、「官に代わる民活による公益事業の増進」という使命を胸に、協会で実施した業務が、不特定かつ多数の者のセーフティネットとなるよう活動を繰り広げております。

具体的には、「不動産の権利の明確化事業」という公益目的を達成するため、「公共嘱託業務にかかる法定事業」「登記所備付地図作成、国土調査法第19条2項、第19条5項による地図作成や修正作業などの関連事業」「登記基準点設置、境界標識設置、制度啓発のシンポジウムなどの自主事業」に全力をあげて取り組んで行くこととなります。

全公連では、協会が行う公益目的事業の展開に万全のサポートを行うとともに、大規模災害発生における復興事業における協会の役割、災害復興支援にかかる全国的なネットワークの構築など、新たな公益目的事業の検討と全国的視野での事業提案を行うことで、社会の期待に応える活動を切り開いていきたいと考えます。

今後とも、これまでに倍しますご理解、ご支援をお願いします。

平成26年度地図作成総括責任者養成講座Ａ講座に参加して

理事　　髙橋　素介

全公連が主催する地図作成総括責任者講座は、全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員の中から登記所備付地図作成のトータルマネージメント能力を備えた専門家を育成・認定し、公開することで国民及び発注機関の有益となることを目的に、平成22年度からＡ講座とＢ講座の二本立てで毎年実施している。

5年目となる今年度のＡ講座は、会場をこれまでのホテルメトロポリタンエドモントから水道橋の全水道会館に移し、平成26年7月27日（日）～29日（火）の3日間の日程で開催した。

今回は、全公連業務・研修担当理事の立場でのオブザーバー参加で、初めて講義内容に直接触れる機会をいただいた。

今年度のＡ講座の特色は、これまで登記所備付地図作成作業と地籍調査事業を主な対象としていたが、国土調査法19条5項指定制度による業務を対象に加えたことと、筆界についての土地家屋調査士の専門能力の向上及び測量実務についてかなり踏み込んだ内容の研修である。

内容については、以下のとおり。

（1日目）

司会進行役の髙見地図作成研修実施委員から研修趣旨及び日程説明の後、倉富会長による地図作成総括責任者養成講座の必要性及び地図作成総括責任者へ

の期待について講和があり、その後研修へと移った。

研修①　小野伸秋日調連常任理事により「土地制度と公図の沿革」と題して講演があり、地図作成については国民の財産を守るという観点で、筆界情報の永続性と管理を考慮し、専門家による地図作成が必要であることから、土地家屋調査士として公図を読む能力を備えることを目的とし、公図の地域による精度差の歴史的理由として、江戸時代以降、その時代における測量方法・面積算出方法の違いを理解すること等について詳しい解説があった。

日調連　小野常任理事

（2日目）

研修②　元東京法務局長寶金敏明先生により「地図作成において留意すべき長狭物の境界」について講演があり、土地家屋調査士としてあってはならないミスの事例、境界の種類について、日本特有の筆界と所有権界の違い、公物管理界と筆界、地図作成における筆界を原理的に追及することの意義と弊害、集団和解と地図、地図訂正と地図修正の違い等について解説があった。

寶金先生

研修③　今年度は、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から、地籍測量の実務を直接担当する森田和幸整備推進第一係長をお招きし、これまでの制度的な講演に代わり、「地籍測量の概要及び各工程における留意事項」と題した測量実務の詳しい講演をしていただくことになった。

国交省　森田係長

内容は、測量の基準に始まり、地籍調査の作業手順、工程管理・検査、誤差の限度、測量方法、各工程の説明へと続き、地籍測量で精度管理において最重要工程である地籍図根三角測量・地籍図根多角測量では測量網の組み方についてその注意点の詳しい解説があり、細部図根測量では地籍測量と登記所備付地図作成との作業規定の内容の違いについて解説があった。

最後に、土地家屋調査士が今後直接係わっていくことになる、国土調査法19条5項指定制度の解説と、土地家屋調査士への期待について述べられた。

国土地理院で測地測量や南極での基準点測量を経験し、現在地籍測量を取り仕切る立場である森田講師の中身の濃い熱血講義は、受講者にとってかなりインパクトのあったようで、今後の測量実務研修の必要性を再認識した。

研修④　ワークショップ「地図作成作業計画の策定」の内容説明が榊原地図作成研修実施委員長からあり、今年度は初めての試みである、国土調査法19条5項の手続により14条地図とする事業計画の策定を行うこととした。

（3日目）

研修⑤　一本木高教全法務省労働組合中央執行副委員長により「公図と現況の違いを考える」サブタイトル「地図作成、地籍調査における公図と相違する場合の考え方」として、地図の現状、公図と現地が相違する原因、是正方法、公図と現地が相違する具体的事例等について解説があった。

全法務　一本木副委員長

研修⑥　研修④のワークショップの取りまとめを行い、取りまとめた結果をワークショップのグループごとに発表を行った。

今年度の研修を終えて、専門家講師陣による中身の濃い充実した研修内容と、受講者の講座に対する積極姿勢に触れ、この講座の持つ意義を確認した。

また、受講者には今秋に予定されているＢ講座で

ワークショップ発表

もさらに引き続き研修に励んでいただき、両講座終了後の認定者の方々には、地図作成総括責任者の意義を認識していただいて、地図作成作業において、公嘱協会の信頼を強固にしていただくためにも、今後益々の活躍を期待する。

会議経過及び会議予定

7月26～27日	第1回業務・研修担当打合会
7月27～29日	平成26年度地図作成総括責任者養成講座A講座
8月1～2日	土地家屋調査士会四国ブロック協議会総会
8月6日	三団体(日調連・全調政連・全公連)会議
8月6～7日	第3回正副会長会議
9月12日	第10回全司協未登記問題研究会
9月20日	中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
9月25～26日	第4回正副会長会議
9月26日	近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
9月27日	横山一夫氏旭日小綬章受章祝賀会
10月6日	第2回監査会
10月6～7日	第4回理事会
10月26～28日	平成26年度地図作成総括責任者養成講座B講座
11月17～18日	第2回研修会

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年7月 1日付

東京	7848	庄田 和樹	東京	7849	山本 直樹
東京	7850	鳥井 貴之	東京	7851	柳川 貞誉
埼玉	2560	濵田 和秀	埼玉	2561	小髙 直行
千葉	2150	伊東 義晴	栃木	914	星 洋介
大阪	3224	矢口 正樹	兵庫	2443	神吉 弘之
石川	659	塚本 宣行	富山	507	渡辺 顕也
福岡	2255	西出 光徳	宮崎	791	岡元 和幸
宮崎	792	森山 逸郎	釧路	345	大場 公夫

平成26年7月10日付

東京	7852	庄司 崇宏	静岡	1757	大澤 一朗
長野	2586	髙木 佳克	広島	1853	前原 昭則
青森	762	蝦名 浩記			

平成26年7月22日付

東京	7853	澤田 一穂	東京	7854	外間 英之
東京	7855	上山 秀喜	東京	7856	内藤 賢志
神奈川	2984	辻 典秀	愛知	2862	平野 幸夫
福岡	2256	土田 俊策	福岡	2257	緒方 公一

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年4月 3日付			沖縄	238	松田 喜知
平成26年5月 6日付			神奈川	2305	久松 巖
平成26年5月12日付			大阪	743	松島 見龍
平成26年5月16日付			茨城	923	高橋 幸雄
平成26年5月28日付			鳥取	214	西谷 昇
平成26年6月 1日付			茨城	889	鈴木 啓三
平成26年6月 3日付			埼玉	1254	松本 弘
平成26年6月 4日付			東京	2641	白土 徳一
平成26年6月 6日付			埼玉	546	高橋 徳夫
平成26年6月 9日付			福岡	1962	綾田 彩子
平成26年6月15日付			大阪	1372	乙部 悦美
平成26年6月22日付			宮崎	521	牟田 順一
平成26年6月27日付			鳥取	331	田中 宏

平成26年7月 1日付

埼玉	302	中村 剛三	福岡	1305	坂井 寛文
福岡	2153	松本 廣行	福岡	2184	山本 孔一
佐賀	356	小林 泰直	佐賀	412	田中 秀徳
岩手	991	辛 陽一			

平成26年7月10日付

東京	5149	江口 徹	東京	6942	古川 悦子
埼玉	2197	石井 清	千葉	946	石橋 誠市
千葉	1673	伊勢島信義	群馬	335	瀧沢 正男
群馬	657	新井 宇市	静岡	1132	西郷 正信
大阪	2400	角南 徹	兵庫	42	中尾 修
和歌山	254	廣瀬 泰弘	石川	486	村上 英和
富山	431	茶木奈保子	広島	1055	丸山 勝昌
福岡	1052	荒木 正美	福岡	1053	実藤 享三
福岡	1200	高伏 元樹	長崎	597	井手 輝行
鹿児島	649	上野 廣昭	青森	633	齋藤 博文
香川	458	藤田 道行			

平成26年7月22日付

東京	6239	永村 稔	埼玉	2556	川下 孝幸
富山	297	土井 盛三	札幌	1028	大橋 一夫
札幌	1156	竹田 雄一			

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成26年7月22日付 東京 7768 横山 貴永

お知らせ

特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について

連合会では、現認証局が行っている電子証明書の発行業務を、「電子署名及び認証業務に関する法律」における認定を受けた民間の認定認証事業者であるセコムトラストシステムズ株式会社に委託することとし、同社が運営する「セコムパスポートfor G-ID認証サービス」（以下「新認証局」という。）から電子証明書の発行を開始する手続を進めておりますので、今後の予定についてお知らせいたします。

1　現認証局で発行した電子証明書の利用可能期間

2015年（平成27年）2月下旬をもって、現認証局において発行したすべての電子証明書を失効します。失効手続後は、電子証明書の有効期限に関わらず、すべてのICカードの利用ができなくなります。

2　新認証局が発行する電子証明書の利用申込み

(1) 利用申込書の送付対象

本年1月1日以降に、1日でも現認証局が発行した有効な電子証明書を保有されていた会員につきましては、新認証局が発行する電子証明書の利用申込書を連合会から9月上旬に郵送しています。

(2) 利用申込書送付希望（仮申込み）が必要な会員

現認証局において、電子証明書を保有されたことがない会員及び電子証明書の有効期限が昨年12月31日以前のものを保有されている会員につきましては、利用申込書送付希望（仮申込み）が必要になります。利用申込書送付希望の方法につきましては、連合会ホームページをご覧ください。

3　新認証局における電子証明書の発行

(1) 必要書類等

電子証明書の発行には、①利用申込書※、②公文書（住民票の写し・印鑑登録証明書）、③発行負担金（領収書のコピー等）、④戸籍謄（抄）本（職名等を登録している会員）が必要です。

※連合会において、土地家屋調査士名簿の情報から、氏名や住所等の必要事項をあらかじめ印字した利用申込書を送付します。その利用申込書の記載事項と必要書類となる公文書の記載内容が一致していることが、電子証明書を発行する条件の一つとされていますので、氏名や住所に変更がある場合は、土地家屋調査士名簿に係る登録事項変更の手続を行っていただくことが必要になります。

(2) 利用申込みの受付開始

利用申込書の送付開始をもって利用申込書の受付の開始となります。

連合会では、送付された必要書類等の確認を行い、不備のある場合は、適正なものになるようその対応を行いますので、なるべく早期にお申込みいただきますよう、ご協力をお願いします。

(3) 発行開始

本年10月14日から電子証明書の発行を開始する予定としていますが、日々に発行できる枚数には限りがあります。発行に必要な書類が調っていることの確認ができた会員から、保有するICカードの残存する有効期限を考慮し、発行することとしております。

(4) 発行負担金

電子証明書の発行に係る負担金は10,000円（税込）です。ただし、現認証局において発行した電子証明書の有効期限の残存期間に応じて、最初に発行する電子証明書に限り、次のとおりとします。

日調連特定認証局において発行した電子証明書の有効期限が該当する区分	発行負担金
2018/10/16 ～	1,000円
2018/ 4/16 ～ 2018/10/15	2,000円
2017/10/16 ～ 2018/ 4/15	3,000円
2017/ 4/16 ～ 2017/10/15	4,000円
2016/10/16 ～ 2017/ 4/15	5,000円
2016/ 4/16 ～ 2016/10/15	6,000円
2015/10/16 ～ 2016/ 4/15	7,000円
2015/ 4/16 ～ 2015/10/15	8,000円
2014/10/16 ～ 2015/ 4/15	9,000円
～ 2014/10/15	10,000円

※この金額は、平成28年3月31日(消印有効)までに連合会に到着した電子証明書利用申込書について適用します。
※平成26年第2回理事会決議により定められたものです。

(注)電子証明書の発行や失効(取消)の手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等に則って手続を行わなければならないことから、会員各位にお手数をおかけすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

移行スケジュール

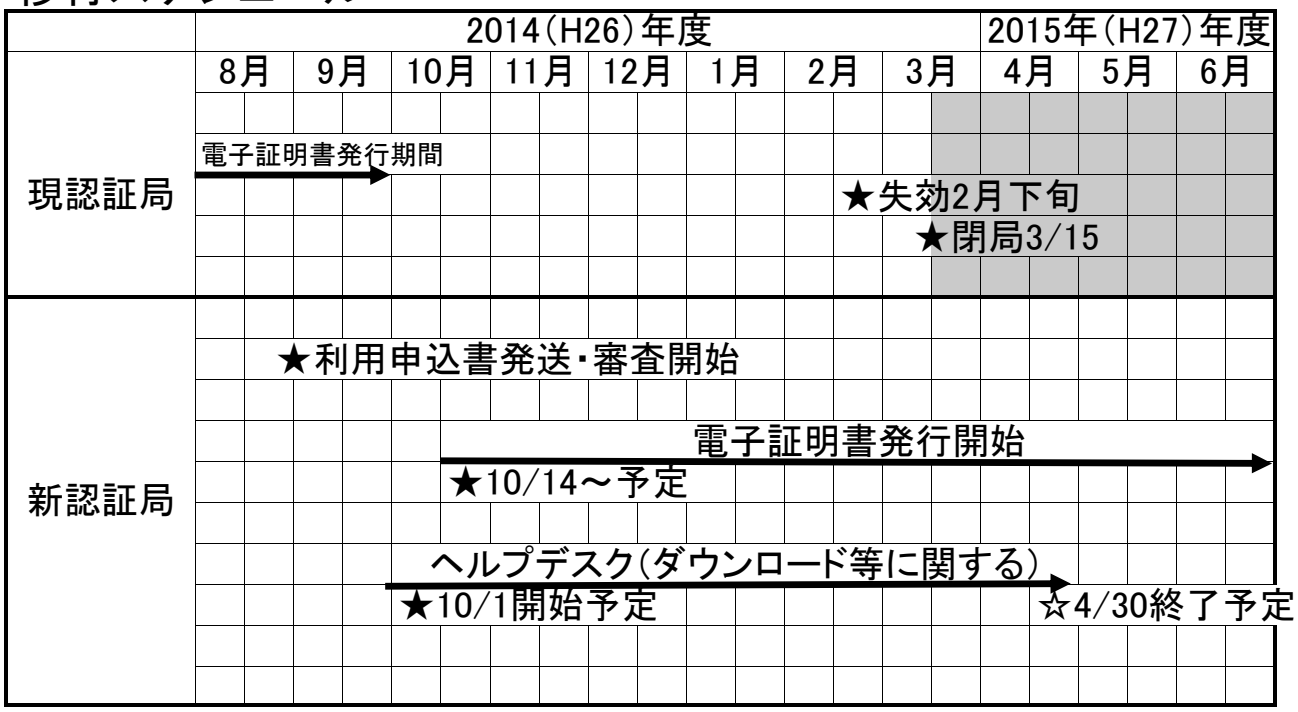

熊本会

「こら、よかばい！」

『会報くまもと』第283号

恒久的地物の書き方

本会会館の倉庫からこんなお宝を発見！
『恒久的地物の書き方』
全て本会員の**手書き**だ。
なるほど、
ぎゃん描けばよかとたい…
こら、よかばい！

表紙 ▶

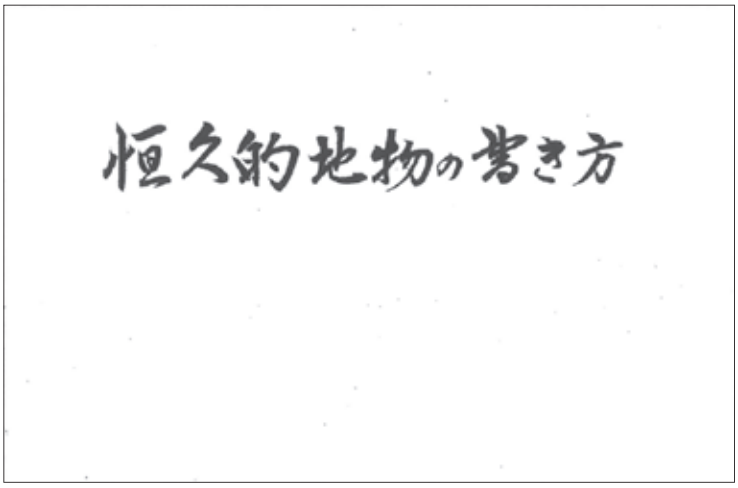

1ページ／8 ▶

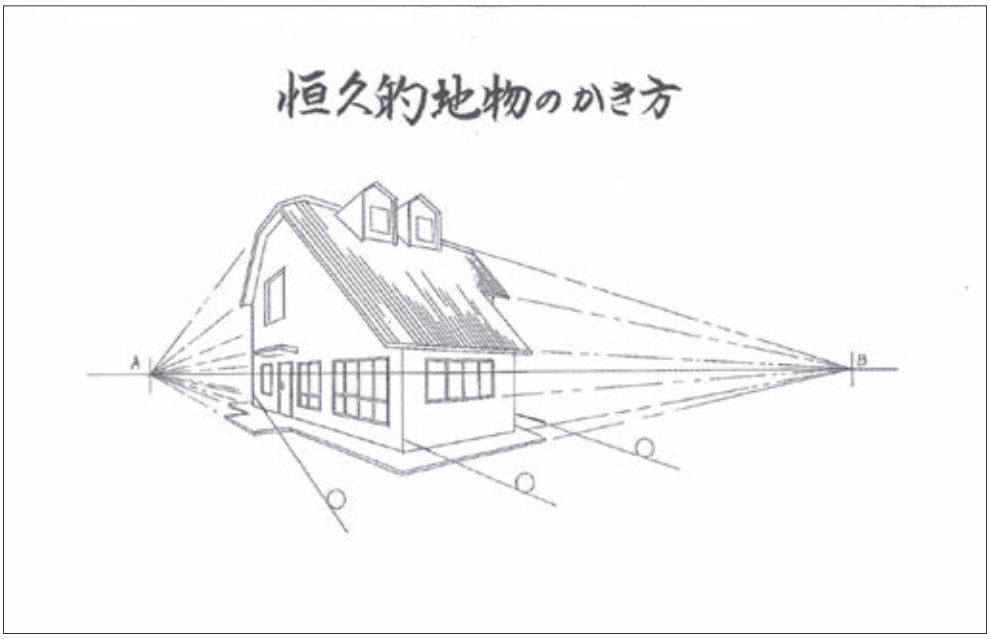

2ページ／8 ▶

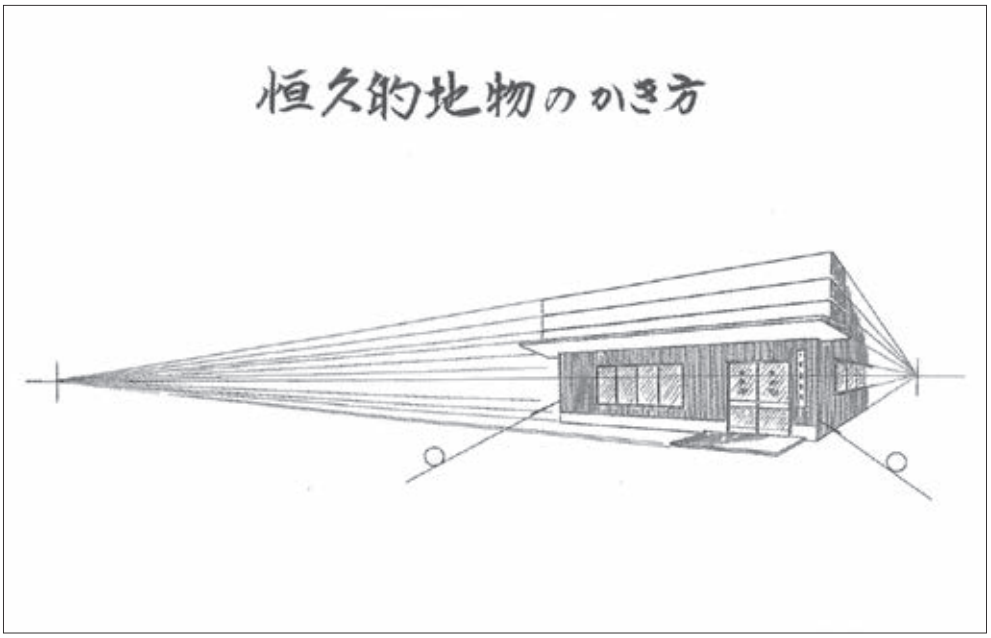
恒久的地物のかき方

3ページ／8 ▶

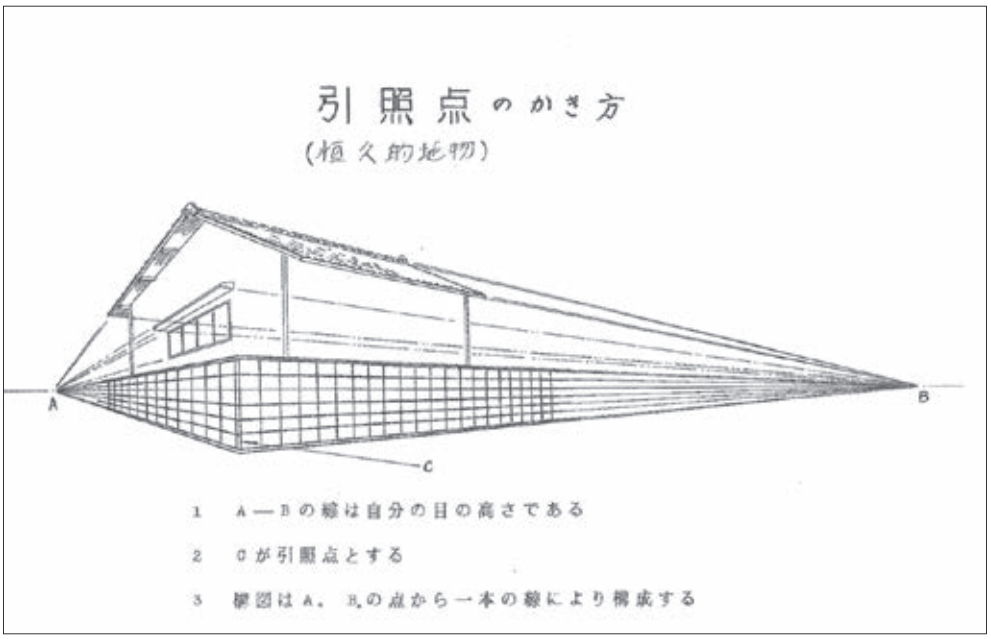
引照点のかき方
(恒久的地物)
A
B
C
1 A—Bの線は自分の目の高さである
2 Cが引照点とする
3 標図はA、Bの点から一本の線により構成する

4ページ／8 ▶

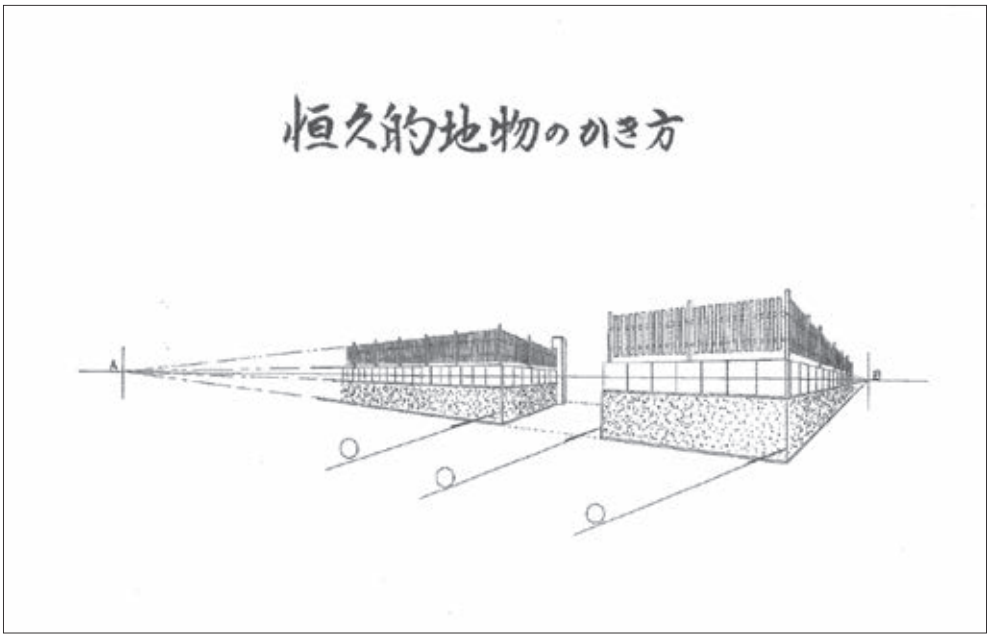

5ページ／8 ▶

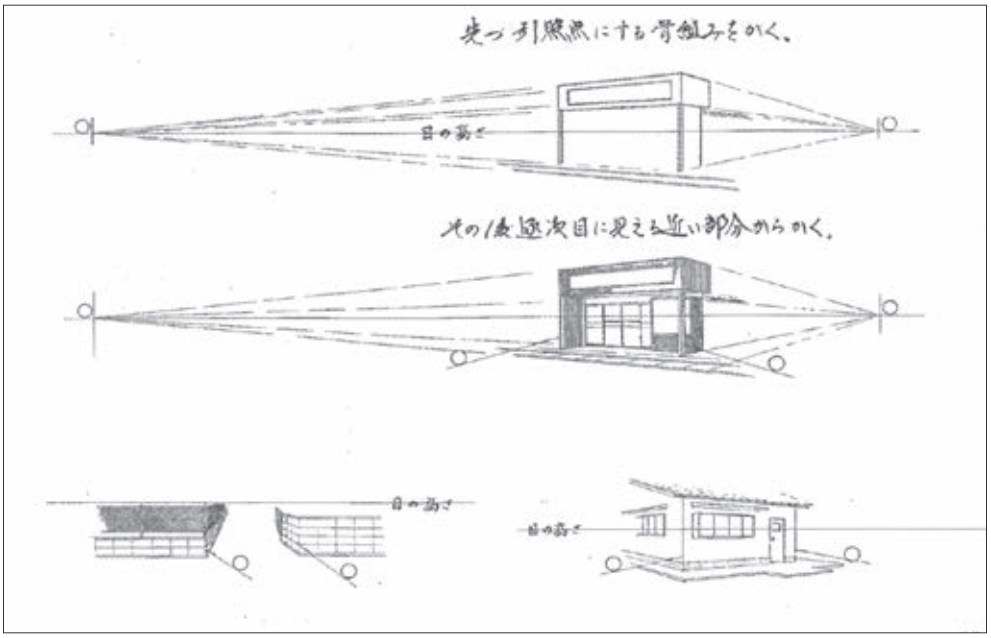

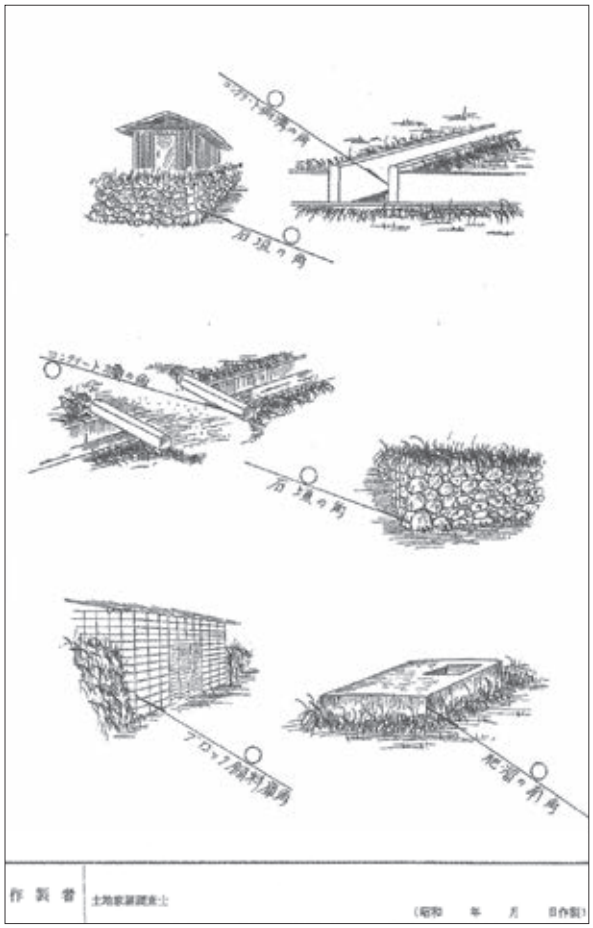

▲ 6ページ／8

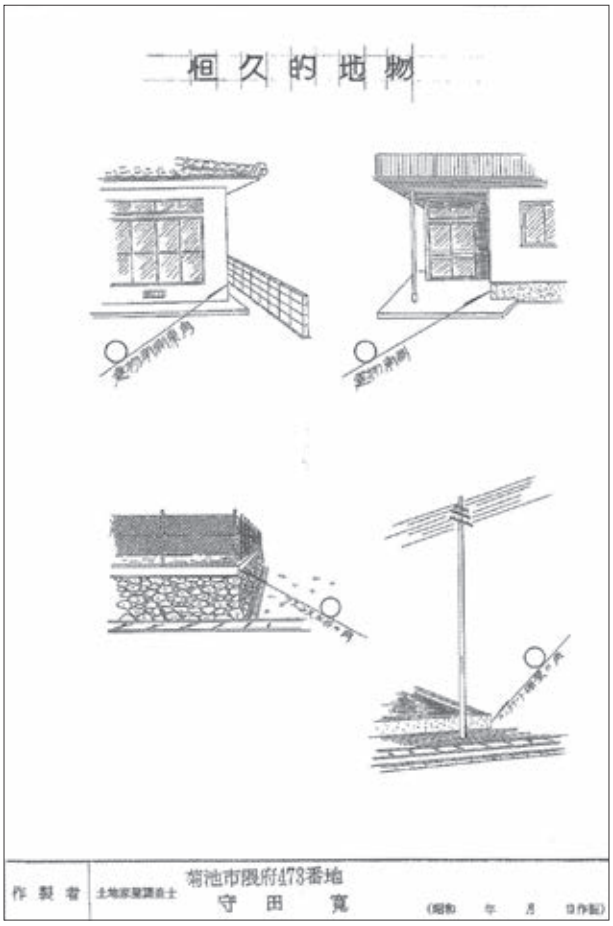

▲ 7ページ／8

8ページ／8 ▶

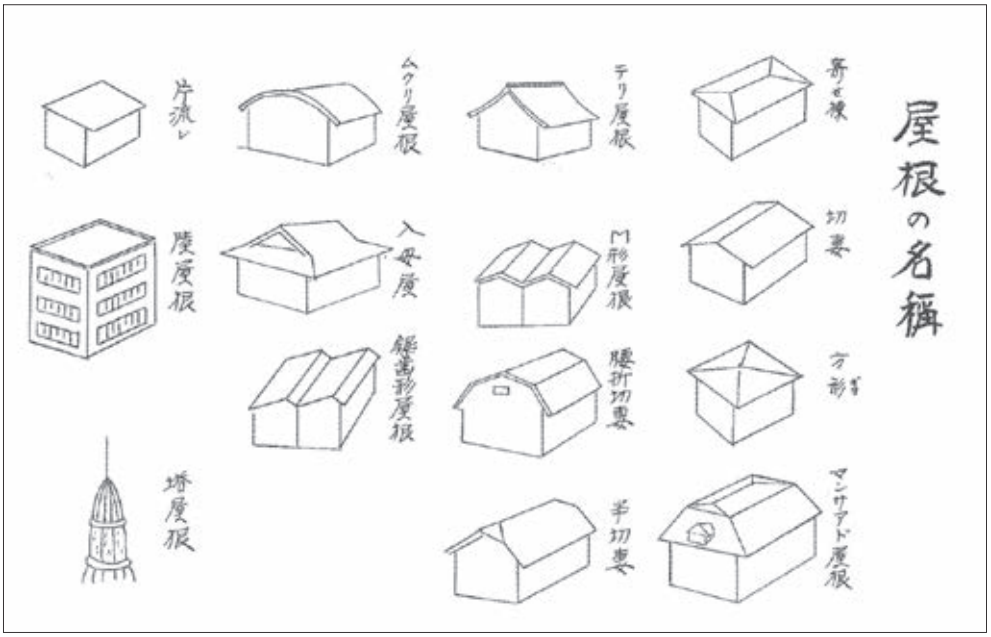

平成26年度土地家屋調査士試験受験者対象

アンケート調査ハガキの配布を実施しました

土地家屋調査士試験が実施された平成26年8月24日、昨年度に引き続き、本年度も土地家屋調査士試験受験者を対象にアンケート調査ハガキを配布いたしました。(約2,220枚)

アンケートの結果につきましては、集計が終わり次第本誌に掲載する予定です。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成26年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

中国ブロック協議会

記

開催日時	平成26年11月7日(金)午後1時　開始 平成26年11月9日(日)午後4時　終了
開催場所	〒732-0057　広島県広島市東区二葉の里一丁目2番44号 「広島県土地家屋調査士会館」 電話 082−567−8118
受付期間	平成26年9月22日(月)～10月10日(金)
申込先	所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

編 集 後 記

「人生を豊かにする彩り」vol.14

前号で少し触れましたが今回は【金色】について。

人間と「金」の付き合いは非常に古く、紀元前6000年ほど前から金加工が行われてきました。真に人類の歴史そのものです。金は「地中の太陽」と呼ばれており、色褪せない輝きを放つ金に「変わらぬ価値のある物」との価値観は不変のようです。

余談ではありますが、悟りを開いた仏陀の身体は、永遠に輝く「智」の光を持つ「身相金色」であったと伝えられています。【金色】が持つ豊かさの意味は経済的価値観だけではなく、「智」の豊かさを指す「叡智」の色でもあるのです。つまり、知識を吸収したいとき、自信をつけたいとき、他者から尊敬を得られるような人になりたいときには、【金色】を効果的に活用してみてはいかがでしょう。

また、【金色】を好まれる方には、スター気質を持っていたり他者の期待に応えたいというサービス精神旺盛な人が多いようです。高いプライドを持つ反面、傷付きやすい繊細さを併せ持っていますので、自尊心が傷付けられたら立ち直るのに大変苦労しそうです。

そんなときには、金色に包まれている自分をイメージしてみてください。高い理想を掲げ、豊かさに富み、叡智を掴む自分の姿をもう一度イメージすることで目標を達成しやすくなるでしょう。

「色に包まれるイメージ」を持つことをカラーイメージ法といいますが、自律神経訓練法のような自己催眠・自己暗示の方法のひとつです。深い呼吸に合わせて体に溜まった悪いもの・ネガティブな思考等を吐き出し、色のエネルギーを大きく吸い込み全身を満たしていくイメージをしていく作業です。

セルフコントロールができるようになりますので、衝動的行動を抑え、内省力がつき自己を向上させようとする力が増す方法だといわれています。

折角ですので【銀色】について少し。

「銀」はサンスクリット語で「白く輝く」という意味に由来しています。ロシアの信仰でも【銀色】は「純粋」や「浄化」の象徴のようです。人生において転換期が訪れたとき、例えば新たなスタートである結婚指輪にプラチナやシルバーが用いられるのもこういったところからでしょう。

人から信頼されたいとき、自信が持てないとき、自尊心を高揚させたいときには、【銀色】が効果を発揮してくれるものと思います。

（色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。）

広報部次長　金子正俊（大阪会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　　1部　　100円
　　1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　林　千年

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社